

令和 3 年度

事 業 計 画 書

令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟

令和3年度事業計画

ソフトテニスの普及振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として、「ソフトテニスの普及振興事業」「ソフトテニスの競技力向上事業」「ソフトテニスの国際振興事業」の3つの柱の基で、定款に定められた事業を推進していく。

特に、長期基本計画(未来構想)および財務計画の策定、財政基盤の確立、広報活動に重点を置く。

I. ソフトテニスの普及振興事業

競技人口増加に向けた対策として、今まで以上にソフトテニスの魅力を積極的に発信し、ソフトテニスをより多くの皆さんに理解してもらえるように広報活動の推進を図るとともに、生涯スポーツ推進に向け、シニア層がより楽しめる事業を計画し、推進することを重点として事業を展開する。

1. 大会開催および運営に関する事項

- (1) 国内競技会を大会実施要項に基づき実施する。
- (2) 新型コロナウィルス感染防止対策の実施と「With コロナ」の新しい大会運営を検討、実施する。
- (3) 全日本選手権大会の開催地固定化を検討する。
- (4) 大会の規模適正化の検討と大会運営の改善を図る。

2. 地域大会の支援

地域等における競技会開催の支援として補助金を交付する。

3. 加盟団体への支援

- (1) 地域クラブ、ジュニアクラブ等へ育成および運営支援のための会員登録料還元を実施する。(会員登録料より、一般20%、大学20%、高校生10%、高専10%、中学生20%、小学生50%の率で助成する)
- (2) 各加盟団体事業を推進するための支援として補助金を交付する。
 - ・小学生大会への補助(47支部×@30,000円)
 - ・中学生大会への補助(47支部×@30,000円)
 - ・ソフトテニス週間の実施と補助(47支部×@100,000円)
 - ・ソフトテニス愛好者増加対策事業への補助(47支部×@150,000円)
 - ・ナショナルチーム選手を派遣し、地域のソフトテニス振興と競技力向上への補助。

4. 広報活動の推進

- (1) 天皇賜杯皇后賜杯全日本選手権大会のNHK放映、その他の本会のYouTubeチャンネルを活用した放映の推進。
- (2) 本会ホームページ、YouTubeチャンネル、Twitter、Instagramの他、新聞や雑誌等を活用した積極的な情報発信の推進。
- (3) 機関誌および会員報の有効的活用法の検討。

5. 各種資格等の制度推進と認定

- (1) 技術等級および指導等級制度、審判員制度に基づいた資格認定を行う。
- (2) (公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度有資格者の増加。

6. 各種表彰・顕彰事業を実施

各種表彰を表彰基準により行う。表彰制度及び規程の見直しを行う。

7. 用具・用品・施設の公認

愛好者・競技者が安全で快適にプレーができるよう、適切な用具・用品・施設の使用を推進する。

8. 傷害補償制度

会員登録者に対し、傷害補償制度による支援を推進する。

9. 競技人口の増加対策

(1)シニア層の愛好者がよりソフトテニスに親しめる事業について検討する。

(2)中学、高校、大学の登録者数の推移について分析し減少防止対策を検討する。

10. 医科学研究事業の推進

健康増進のため、また安全に競技するための医科学的・学術的な貢献をする。

11. アンチ・ドーピング活動の推進

健全なソフトテニス競技者育成のため、アンチ・ドーピング活動の教育・啓発活動を行う。

12. テニスコートの活用について

当連盟が所有する福島県棚倉町のテニスコートについて、造成完成記念の式典を開催する。あわせて、普及振興および地域貢献となる活動をしていく。

13. 加盟団体会長会議の開催

令和2年度に計画した加盟団体会長会議を令和3年度に延期し開催する。ソフトテニスを取り巻く諸課題に関する情報交換、意見交換を行い、ソフトテニス振興策を検討する。

II. ソフトテニスの競技力向上事業

国際競技大会でNo.1となるために強化事業を推進する。あわせて、将来の日本を代表する選手の発掘育成のための競技者育成プログラムの推進、選手育成に不可欠な指導者育成に関する事業を実施する。

1. 競技力向上のため、次の事業を推進する。

(1)競技者育成プログラムの推進

(2)強化合宿の実施

(3)福島県棚倉町のテニスコート活用

(4)国際大会等、海外への選手等の派遣

(5)強化スタッフの大会視察派遣

(6)アンチ・ドーピング教育の推進

(7)情報収集および分析結果の活用

(8)医科学研究の活用

2. ソフトテニスの指導者育成

指導者の資質と指導力の向上を図り、指導者の活動促進と指導体制の確立を図る事を目的に次の事業を行う。

(1)公認スポーツ指導者養成マニュアル改訂版を活用して積極的に指導者養成を行い、公認スポーツ指導者の拡大を図り、地域の普及活動を充実させる。

(2)スタートコーチ養成事業の促進について取り組む。

(3)運動部活動改革に伴うソフトテニスの普及と指導者活用について検討を行う。

III. ソフトテニスの国際振興事業

(1)ソフトテニスの海外での普及・推進のため、指導者の派遣、選手交流、国際連盟(ISTF)やアジア連盟(ASF)と連携した関連事業を推進する。

(2)海外でのソフトテニス普及を進めるための用具用品等の支援を行う。

(3)国際親善事業を実施する加盟団体への補助や、海外で開催される大会に参加する選手に対する補助の実施。

【各事業を推進するための組織と財政の強化、共通施策】

3つの柱に位置付けた各事業を推進するためには、組織と財政基盤の強化、組織の健全運営が必要となる。共通施策として、次の事業を実施する。

1. 青少年の健全育成および環境への取り組み

(1) スポーツマンとしての倫理教育、青少年の健全育成の推進

スポーツ活動を通して自己責任及びフェアプレイの精神を身につけると共に、仲間との交流を通じて、コミュニケーション能力の向上や他人に対する思いやりなど、豊かな人間性を育てる青少年の健全育成に取り組む。

(2) 環境問題への取組

環境宣言・フェアプレイ宣言の横断幕の掲示やプログラムの掲載をブロック大会、支部大会においても促進し、環境とマナーの向上を図る。

スポーツのできる環境を維持するため、大会会場でのごみ問題への取り組みとしてマイバック・マイボトルの利用など3R活動を促進し、さらにソフトテニス活動を通じた環境保全の在り方などを検討する。

(3) マナーBOOK の抜粋版の活用を検討し、他の刊行物への掲載などによりマナー向上の推進を図る。

2. 暴力根絶の徹底

(1) 「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に従い、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の精神に則り、暴力の根絶の徹底を図る。

(2) 暴力の根絶徹底のため、通報窓口と指導基本規程違反の処理機関として、各支部に設置した違反救済申立処理委員会、日本連盟に設置した違反救済審査委員会を通して相談を受け入れ、指導基本規程に従った対応をしていく。

3. 体制の強化

(1) ガバナンスコードに基づいた組織運営を確保するための役員等の体制の整備を行う。

(2) 加盟団体の組織運営においてガバナンスおよびコンプライアンスの強化を図れるよう努める。

4. 会員登録制度の推進

運営基盤の確立と競技人口把握のため、会員登録制度を推進する。

5. 財務計画の策定

財政基盤確立のため、将来的な財源確保について課題を整理し、方策を検討し、財務計画を策定する。

6. 長期基本計画 2017(2017年度～2021年度)の推進

現行の長期基本計画 2017 を推進するとともに、2022 年度以降の長期基本計画(未来構想)および中期基本計画を公表し、実施に向けて関係する委員会と連携しながら事業を進めていく。